

14-2 延永小学校いじめ防止基本方針

1 延永小学校いじめ防止基本方針策定の意義

本校においては、これまで、いじめ防止及びその解決をめざして諸活動に取り組んできた。しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本校においても一層の強化を図ることが必要である。

そこで、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国・県・市が定めた基本方針を参考に、本校において、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「延永小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

2 いじめの定義

【いじめの定義】 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(行橋市いじめ防止基本方針)

・「心理的・物理的な影響」とは、以下のようないじめの態様である。

〈心理的な影響〉

冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれや集団による無視、嫌なこと、恥ずかしいこと危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

〈物理的な影響〉

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり等身体的攻撃。その他、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

3 いじめの対応への基本的考え方

○けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断し、いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的な対応を行う。

○いじめ対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童を全面的に支援する。

○児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは、軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する。

○組織的・継続的指導の一層の徹底を図り、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実する。

○いじめ問題の解決は、学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、組織的に日頃からの連携が可能な体制を構築する。

○いじめの解消とは、「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）」と被害者が心身の苦痛を感じていないこと（児童・保護者への面談で確認）」である。

4 いじめ防止に関する考え方

○国及び福岡県・行橋市の方針におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方を踏まえ、本校においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に行う。

5 いじめを生まない教育活動の推進

○いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こり得ることを踏まえ、すべての児童に対し「いじめは、決して許されないこと」の理解の促進

○道徳教育において児童の豊かな情操や道徳心の涵養

○郷土科・コミュニケーション科の取組と関連づけながら、心の通う人間関係を構築するコミュニケーション能力、人間関係能力等の素地の育成（エンカウンター・SST・ピアサポートな等）

○ストレスに適切に対処できる力の育成

○生徒指導の視点を取り入れた授業、体験的な活動を取り入れた授業等により、児童一人一人の自己有用感を高め、充実感を感じられる学校・学級づくりの推進

6 いじめの早期発見・早期対応の取組の充実

○月1回の「学校いじめ防止対策委員会（人権・生徒指導委員会）」の実施、いじめ問題等への組織的対応に取り組む。

○相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実（相談ポストなど）

○いじめの早期発見の取組として定期的な「学校生活アンケート」や月1回の「いじめアンケート」の実施や教育相談等の継続・推進（アンケート等の結果を児童在学中は保管）

○いじめチェックリスト、保護者アンケート調査等、家庭・地域と連携して見守る取組の充実

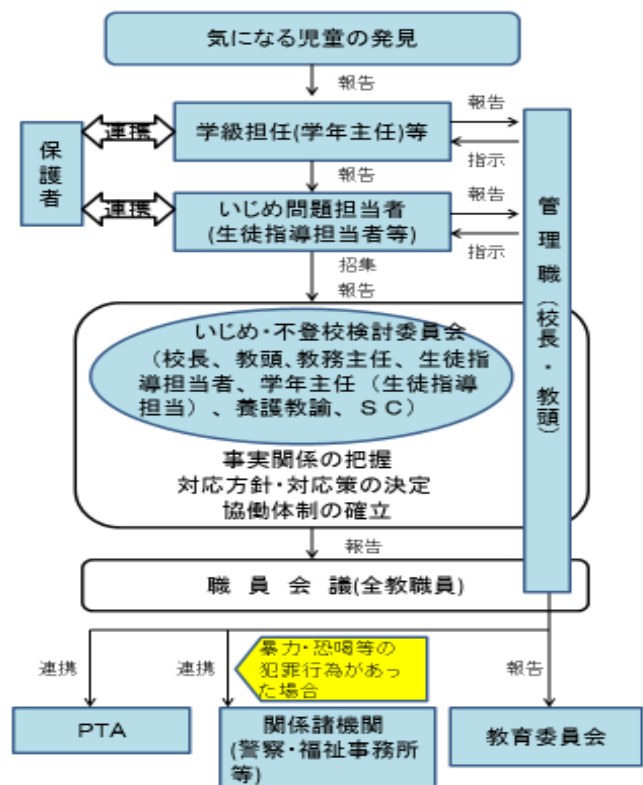
○情報モラル教育、保護者と学ぶ規範意識育成事業等の取組

7 報告体制について

いじめの対応で一番大切なことは、迅速な対応である。そこで、報告については、教員による抱え込みを防ぎ、いじめではないかと判断したものはすべて校長をはじめとして関係職員に報告することを徹底する。

校長のリーダーシップのもと、校内いじめ・不登校検討委員会が中心となって、いじめられた児童の支援等を迅速かつ適切に行うことが大切である。

また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図ることが大切である。



8 地域・家庭との積極的連携

○学校の「いじめ防止基本方針」を年度当初、児童、保護者に周知する。（ホームページ等）

いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

○いじめ問題について地域・家庭と連携した対策の推進

○福岡県PTA連合会による「家庭用チェックリスト」等の活用やPTAと連携した保護者対象の研修会の実施（「いじめ防止対策推進法」の趣旨及び対応に関する広報啓発）

9 関係機関との密接な連携

○行橋市教育委員会、行橋市児童生徒相談センター、警察、京築教育事務所相談室 等との連携

○緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長に報告する。また、状況によっては 緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。

校長は教育委員会に報告し、敏速に支援体制をつくり、調査及び対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは、以下の通り。
校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 人権教育担当 PTA会長 PTA副会長、行橋駅前駐在所、主任児童委員、延永校区青少年育成協議会会長、など

10 教職員研修の実施

○事例研究や講師招聘による研修、生徒指導提要、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用した、校内研修の実施。

11 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

「いじめ防止対策推進法」

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合

○ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安 とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する ことが必要である。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重

大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項について

① 調査について

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者に事態発生について報告する。
- 調査の際に、調査を行うための組織は、「いじめ・不登校検討委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士や精神科医、学識経験者、SC、SSW等）を加えるなどの方法により組織する。
- 事実関係を明確にするための調査の実施
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要である。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行うことが大切である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）
- 入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

② 調査結果の報告について

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する必要がある。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供することが大切である。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことは行わないようにする必要がある。

③ 関係機関との連携について

- いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- 「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為をはじめとする悪質なものについては、児童相談所や警察と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応について市町村教育委員会と協議する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、行橋市支援チームや県と連携しいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努めることが重要である。

1.2 適切な学校評価

○各学期ごとに実施する学校評価で「いじめ実態把握」等の対応についての評価の実施。

【いじめ問題の取組に関する評価表】

A：十分できている B：ほとんどできている C：やや不十分である D：できていない

| | 点 検 項 目 | 評 価 |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 報告体制 | |
| ① | 職員会議等でのいじめ問題に関する指導方針等の確認 | |
| ② | いじめ問題に関する確実な報告・連絡体制の整備 | |
| 2 | 早期発見・早期対応 | |
| ③ | 月1回「いじめに関するアンケート」の実施 | |
| ④ | 職員会議等での気になる児童の情報交換 | |
| ⑤ | 学期に1回程度、全児童を対象とした教育相談の実施 | |
| ⑥ | 相談ポストの児童への周知と定期的な確認 | |
| 3 | 未然防止 | |
| ⑦ | 豊かな人間関係づくりの実施 | |
| ⑧ | 規範意識向上の取組 | |
| 4 | 校内体制の整備 | |
| ⑨ | 月1回「校内いじめ問題対策委員会」の実施 | |
| ⑩ | いじめ問題に関する取組の評価の定期的な点検 | |
| 5 | 教員研修 | |
| ⑪ | 年度当初、手引を活用した研修会の実施 | |
| ⑫ | 夏季休業期間等に、S C等の専門家による研修会の実施 | |
| 6 | 学校・家庭・地域連携 | |
| ⑬ | 家庭用リーフレット(チェックリスト)の配布 | |
| ⑭ | 保護者対象のいじめ問題に関する研修会の実施 | |